



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例（教育庁県立学校教育課）…………… 1

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例（条例第2号）

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例は、令和11年3月31日限り失効することとした。（附則第2項）

条 例

沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例をここに公布する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第2号

沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例

（設置）

第1条 公立の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革を推進することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県公立高等学校教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

| | |
|--|--|
| 発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階 |
|--|--|